

株式譲渡益課税の見直し案

【現 行：昨年度改正までの決定事項】

- ・ 上場株式等の税率 20%
- ・ 損失の繰越控除(翌年以後3年間)

H 17年末までに譲渡

- ・ 1年超保有上場株式等 税率10%
- ・ " 100万円特別控除

H 14年末までに購入

- ・ 1,000万円非課税措置

【見直し案】

- ・ 上場株式等の税率 20%
- ・ 損失の繰越控除(翌年以後3年間)

H 15. 1 ~ H 19. 12

- ・ 上場株式等の税率

20% ⇒ 10%

(注 1) 「1年超保有上場株式等に対する特例」は廃止
(注 2) 「1,000万円非課税措置」は存続

特定口座制度の創設

特定口座制度の改善・簡素化 (源泉徴収口座)

「実額」源泉分離課税の実現

- ・ 源泉徴収方式の改善
- ・ 「タンス株」の受入れ
- ・ 「年間取引報告書」の省略